

## 物品・飲食販売出店者 募集要項

- 1 日 時 9月24日(土) 午前10時～午後5時(雨天決行)  
9月25日(日) 午前10時～午後5時(雨天決行)  
※いずれの日も午後8時まで延長可

- 2 会 場 グリムの森

### 3 申込み要件

#### (1) 物品・飲食販売の要件

物品販売は、当フェスティバルの開催主旨に反しないものとします。また、物品・飲食販売は、市民、市内で活動している法人・団体、または下野市商工会・石橋商工会の会員になっている業者とします。あるいは、過去1年以内にグリムの森において出店の実績がある団体も可能です。

#### (2) その他の要件

申込者本人又は法人等若しくはその代表者が以下に当てはまる場合は出店をお断りします。

- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者・破産宣告を受け復権していないもの
- ② 銀行取引停止処分を受けているもの・懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わらないもの
- ③ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で、判決が未確定のもの
- ④ 申込業種について3年以内に行政処分を受けた者
- ⑤ 現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これに準ずるもの

- 4 募集店舗数 飲食物品販売10店舗

- 5 出店料 1日あたり1小間：2,000円

### 6 小間の設置

#### (1) 小間割

① 小間数には限りがありますので、1事業所1小間とさせていただきます。

(1小間=2.7m×3.6m×2.0m)

② 配列は、説明会時に抽選で決定いたします。

#### (2) 小間の設備

① 基本設備(屋外テント組み、囲いなし)は主催者側で設置しますが、看板、展示装飾、照明器具等については出店者で準備してください。

② 椅子2脚・テーブル1台は主催者側で用意させていただきます。

③ 出店者はゴミ箱を設置し、出たごみは各出店者が持ち帰ってください。

## 7 水 設 備

個々の小間への給排水はいたしません。必要な場合は、会場内の水道より給水してください。

## 8 出展物の範囲

### (1) 販売する商品について

販売する商品は、当フェスティバルの開催主旨・公共の良俗に反しないものとし、各規制法律に反するものは販売を禁止します。

### (2) 食品を取り扱う際の注意事項

①食品を取り扱う出店者は、5ページの「臨時出店における注意事項」を遵守するほか、食品衛生法等の関連法令等を遵守してください。

②食品を取り扱う出店者は、店舗にアルコール消毒液を必ず用意し、食品を取り扱う際に必ず消毒をしてください。

③取り扱い可能な食品や調理・保存などの取扱方法に関しては、栃木県県南保健所に確認の上、申し込みをしてください。取り扱いができない食品や方法の場合は出店できません。

県南保健所：TEL 0285-22-0302

住所 小山市犬塚3-1-1

### (3) 商品の販売について

各店舗の商品の値段等については、主催者は一切関与しないものとします。それぞれの企業努力での提供となりますので、他店への苦情等は禁止いたします。

## 9 搬入及び陳列

当日搬入を原則として、9月24日(土)と25日(日)のそれぞれ午前8時30分から午前9時45分までに完了してください。

## 10 搬 出

いずれの日も終了後、午後5時から6時まで。なお、時間延長の許可をもらっている出店者は許可時間終了後1時間以内とします。

※フェスティバルは、午後8時まで開催しているため、出店者の終了時間は会場内に多数の来場者がおり、事故のおそれがあるため搬出車両の進入は十分にご注意ください。

## 11 駐 車 場

主催者が用意します臨時駐車場に駐車してください。その際は、できるだけ相乗りでお願いします。この要項で定められた搬入・搬出の時間帯以外に、車両を会場内へ進入・駐車させることは固く禁止します。

## 12 管 理

主催者側では、会場全般の管理について最大の注意をはらいますが、出品物の管理は各自責任を持つものとし、盗難・紛失・火災・損傷など不可抗力による損害については、責

任は負わないものとします。

設備（テント、テーブル、イス）を破損・紛失等した場合は、出店責任者が実費により弁償してください。

火気器具を使用する場合は、必ず、出店者ごとに消火器を設置してください。設置します消火器は石橋消防署の指導により10型以上とします。

- ※火気器具とは
- ①火を使用する器具（カセットコンロなど）
  - ②液体・固体・気体燃料を使用するコンロなど
  - ③電気を熱源とするコンロなど
  - ④その他、使用に際し火災の発生の恐れのある器具

### 13 清 掃

搬入、搬出、営業終了後は小間（テント）の周りの清掃を行い、ごみは出店者が持ち帰りをお願いします。

飲食販売の出店者は、販売者ごとにゴミ箱を用意してください。また、来場者が、他店で購入したものを捨てる場合もあると思いますが、必ず受け入れてください。来場者にとって便利で優しいフェスティバルとなるようご協力をお願いします。

### 14 申 込 方 法

出店の申し込みは、別紙「出店希望申込書」と飲食販売を希望する方は「臨時出店の概要」（保健所提出用）を、7月1日（金）午前8時30分から7月29日（金）午後5時までの間に、一般財団法人グリムの里いしばしへご持参いただくか、FAXまたはE-Mailにてご提出下さい。期限後の申し込みは、一切受け付けいたしません。

※記入については、販売品など詳しく記入してください。申込書に記入されていない品目の販売はできませんのでご注意ください。

### 15 申 込 場 所

〒329-0502 下野市下古山747番地（グリムの館内）

一般財団法人グリムの里いしばし

※グリムの館は毎週火曜日休館します。

☎ 0285-52-1180、FAX：0285-52-1181、E-Mail：info@grimm-no.net

### 16 出 店 者 決 定

出店者決定については、「申込み要件」及び「出店希望申込書」の書類審査により決定いたします。

書類審査を経た上で申し込み多数の場合は、抽選にて出店決定者を決めさせていただきます。抽選は、8月17日（水）に行います。抽選結果に対する異議申し立ては認められません。

なお、イベントとの関連性が希薄な出店希望者は、募集店舗数に達していなくても出店をお断りする場合があります。

抽選の有無又は出店の可否は、8月8日（月）に発送する書面にてご案内いたします。8月15日（月）までに届かない場合はご連絡ください。

17 出店者配列

出店者の配列は、8月17日（水）の出店決定者説明会の時に抽選で決定しますので、出店者は必ず出席してください。出店者が出席できない場合は、代理の方の出席をお願いします。欠席された場合は、事務局に一任とさせていただきます、欠席により不利益が生じても主催者は一切責任を負いません。

なお、配列抽選の結果に対する異議申し立ては認められません。

18 特記事項

- (1) 荒天、自然災害、火災など主催者の責めに帰さない事由により開催中止、または開催期間の短縮になった場合、出店料は返金いたしません。また、出店に伴う損害の補償もいたしません。なお、雨天等の悪天候時の場合の出店は、個々の出店者の意思を尊重しますが、出店しない場合、出店料の返金はいたしません。
- (2) この要項の記載事項を守らない場合、出店を取り消し、次回以降の出店を認めません。また、出店の取り消しに伴う損害について、主催者はその責を負いません。
- (3) 主催者、警察、消防、保健所等の指導があった場合は速やかに従ってください。
- (4) 出店決定後、出店の権利を譲渡・転貸することを禁じます。

## 臨時出店における注意事項

学園祭、夏祭り、バザー等で臨時出店し、食品を提供するときは、最寄りの保健所に相談の上、届出をしてください。（届出用紙については、保健所に用意されていますので、取扱い等についての助言を受けてください。）

臨時出店でも食中毒等の事故があったときは、許可業者と同様、責任を伴うことを自覚し、下記の事項を遵守して衛生的な食品を提供することが必要です。

### 1 食品を取り扱う人は

(1) 下痢をしている人、手指に傷のある人は、食品の調理販売に携わらないこと。

なお、調理に直接従事される人は、検便（腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ属菌、赤痢菌など）を実施し、陰性であることを確認することをお勧めします。

(2) 爪は短く切り、作業前、用便後は入念に手を洗い、逆性石鹼等で消毒すること。

(3) 清潔な衣類、帽子、履物を着用すること。

(4) あらかじめ決められた人以外は、調理販売に携わらないこと。

(5) 施設が無人となることがないようにすること。

### 2 食品の取り扱いは

(1) 前日に、提供する食品の前処理や調理は絶対にしないこと。

(2) 調理は提供の直前に行い、作り置きはしないこと。

(3) 食品や原材料は、鮮度及び表示に注意して、できるだけ当日に購入すること。

(4) 食品は衛生的に保管し、冷蔵庫、クーラーボックス等を用意して低温保存すること。

(5) 加熱は十分に行い、半煮え、生焼きの食品は絶対に提供しないこと。

(6) 調理した食品は、会場内で早めに食べてもらうようにすること。

(7) 調理後、長時間（3～4時間以上）経過した食品は、提供しないこと。

(8) 調理済の食品残品を翌日も提供することは、非常に危険なため、絶対に行わないこと。

(9) 使用水は、水道水又は飲用適の水であって、十分に供給できること。

(10) 廃棄物容器は、十分な容量であって衛生的に処理できるものを備えること。

### 3 器具等の取り扱いは

(1) バット、まな板、ふきん等はよく洗い、漂白剤（次亜塩素酸系）で消毒してから使用すること。

(2) 食器（箸、皿、コップ等）は、使い捨ての物を活用すること。

### 4 その他

(1) 食中毒等の事故が発生したときは、速やかに最寄りの保健所に連絡すること。

(2) 行事主催者は、食品を取扱う人の中から責任者を定め、衛生管理の徹底、販売時の接客態度、苦情の対応等についても相談しておくこと。

(3) 行事主催者は、食品に異常な色、臭い、味等を感じたり、不審な食品を発見したら、直ちに提供を中止し、最寄りの保健所又は警察署に連絡すること。



## 第5回グリムの森フェスティバル出店希望申込書

申込日 平成28年7月 日

私は、「物品・飲食販売出店者募集要項」を熟読し、遵守することを誓約した上で、出店を申し込みます。

ふりがな	ふりがな
氏名又は団体名	団体の場合の代表者名
〒	
住 所	
電話番号	緊急連絡先（携帯電話等）

### 販売物品

飲食物 ・  飲食物以外の物品

↑該当する方を  してください

使 用 物 品			
テント	テーブル	椅子	
張	台		脚
火気器具使用の有無 有 ・ 無			
※火気器具とは ①火を使用する器具（カセットコンロなど） ②液体・固体・気体燃料を使用するコンロなど ③電気を熱源とするコンロなど ④その他、使用に際し火災の発生のある器具 これらを使用する場合は消火器（10型以上）を設置すること			
出店内容（販売品目を詳しく記入してください）			
申請書の記載事項と、出店内容に差異がある場合には出店を取り消す場合があります。			

一般財団法人グリムの里いしばし ☎ 285-52-1180  
 （グリムの館内） FAX 0285-52-1181

## 保健所提出用

## 臨時出店の概要

臨時出店者	
取扱食品	
食品の取扱方法 (調理工程・販売等)	
店舗平面図	
設備概要	
1 設置位置 ( 屋内・ <u>屋外</u> ) 2 冷蔵設備 ( 冷蔵庫・アイスボックス・その他 ) 3 給水設備 ( 水道・貯水タンク・その他 )	

従事者名簿		
氏名	従事内容(調理・販売等)	備考

※一般財団法人グリムの里いしばしにご提出ください